

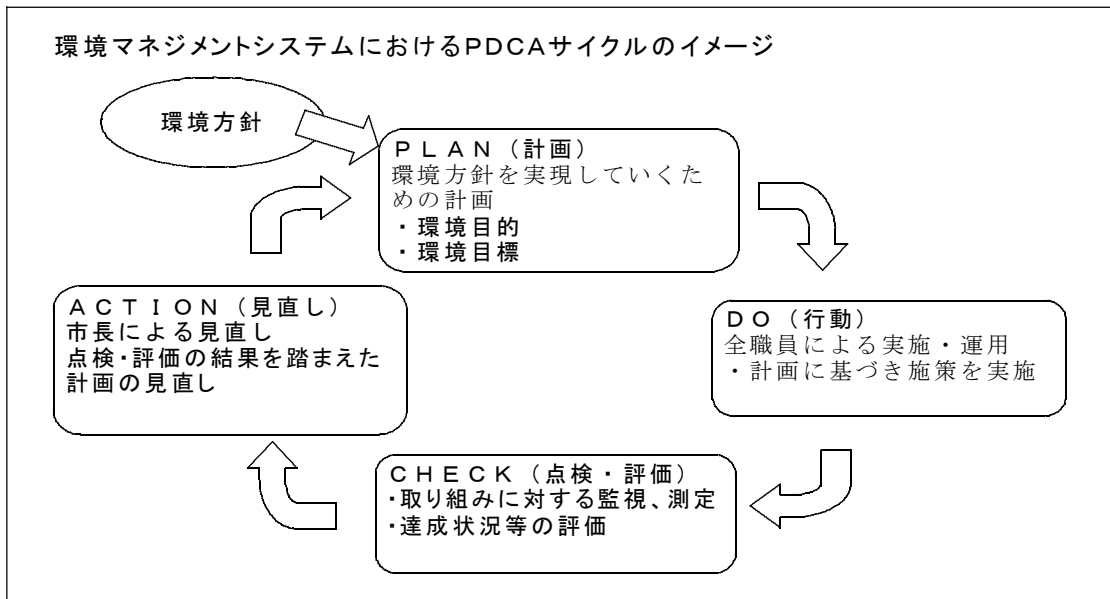
# 環境管理システムの運用状況 (ISO14001)

## 1 掛川市環境マネジメントシステム (EMS)

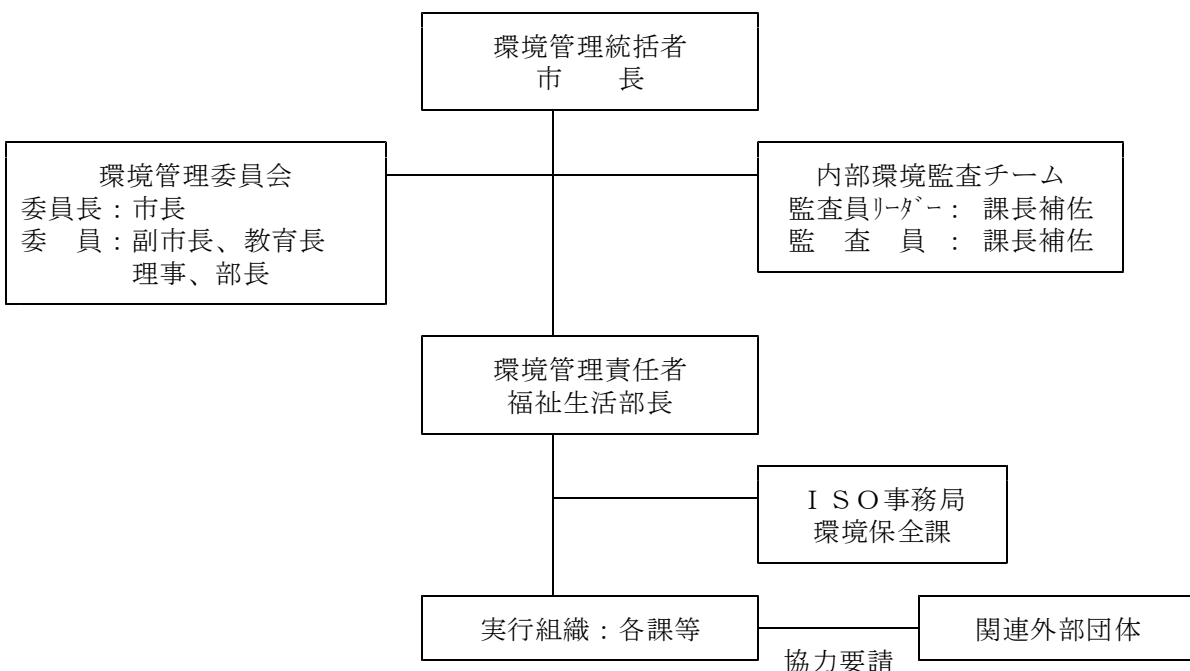
### (1) 概要

環境基本計画、地球温暖化防止実行計画（スマート・オフィス・プラン）の計画的かつ効果的な進行管理を行うため、掛川市役所では平成16年7月に本庁舎のISO14001の認証を取得し、「掛川市環境マネジメントシステム」を運用しています。

環境マネジメントシステム（以下EMS）は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し）というサイクルに基づき取り組みを行うことにより、市役所の活動に伴う環境への影響について継続的に改善していくシステムです。



### (2) 環境マネジメントシステムの推進体制



### (3) 掛川市役所の事務・事業における環境改善のための行動方針（環境方針）

環境方針とは、掛川市役所が行う事務・事業について、環境に関わる取り組みの最終的な到達点となるものです。

各職員は、この環境方針と各自の業務との関連性を把握し、日常業務において環境改善のための取り組みを実施しています。

## 掛川市環境方針

### 1 基本理念

掛川市は、遠州灘から北部の森林まで多様な自然環境を有するとともに、東西交通の要所という地の利を有効に活用し、発展してきました。

近年は、地球の持つ能力の限界が認識され、地球温暖化防止対策や自然環境保護等、環境保全が強く求められています。

このため、快適な住環境と海と山をつなぐ豊かな自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的として、「地球環境の保全」「自然環境の保護と復元」「生活環境の整備と保全」を基本方針とし、市民・事業者・行政が一体となって、環境保全に関する施策を総合的かつ積極的に推進するために、生涯学習まちづくりと位置づけ、持続可能なまちを目指します。

### 2 行動指針

掛川市は、基本理念をもとに、次に掲げる5つの項目により環境に配慮した業務を進めます。

#### (1) 環境に配慮した事業の推進

市役所が行う全ての業務について、環境に関係する法令等を守り、汚染を未然に防ぐとともに、環境に与える悪い影響を可能な限り減らすことにより、地球温暖化の防止及び自然環境の保護や地域の住みよい環境の保全に努めます。

#### (2) 市民と事業者と行政との協働による地球環境保全への取り組み

地球環境の保全のため、次のことに取り組みます。

- ① 省資源、省エネルギーの推進と市域からの温室効果ガス発生量の抑制
- ② 廃棄物の減量やリサイクル及び環境に配慮した商品の購入の推進
- ③ 太陽光や太陽熱、海岸部での風力等の新エネルギーの活用と普及の推進

#### (3) 地域の環境保全に対する取り組み

地域環境の保全のため、次のことに取り組みます。

- ① 豊かな自然の保護や緑化活動等の推進と支援
- ② 公害の防止等による、住み良い環境の整備
- ③ 地域や市民、団体が積極的に環境保全活動を推進するための支援

#### (4) 組織、運営体制の整備

市役所内の環境保全に取り組む体制を整え、職員の1人1人がすべきことを明確にし、全員で環境保全活動に取り組むとともに、研修を行いながら意識の向上を図ります。

#### (5) システムの見直し、改善

環境方針を達成するため、環境管理システムを作り、定期的に見直していくことで、継続的に改善していくよう努めます。

環境方針及び環境管理システムによる環境保全活動の結果は、広く公表します。

平成21年 6月 5日

掛川市長 松井 三郎

## 2 平成20年度の進捗状況

平成20年度は60項目の実行目標について取り組みを行いました。

### (1) 取り組み項目の分類

分類	内容	項目数
オフィス業務	本庁舎の事務・事業に関する省エネ活動 (紙・電気・水・ごみの削減等)	9
発注業務	工事・委託業務など外部発注に関する活動	7
施設管理業務	庁舎施設等の維持管理に関する活動	1
環境保全業務	各課の事業で環境保全に効果のある活動 (緑化の推進、環境学習の推進等)	43
計		60

### (2) 取り組み結果概要

分類	項目数	目標をほぼ達成した項目	目標をやや下回った項目	目標を大幅に下回った項目
オフィス業務(No.1～9)	9	5	3	1
発注等業務(No.10～16)	7	7	0	0
施設管理業務(No.49)	1	1	0	0
環境保全業務(No.17～48、50～61)	43	34	9	0
計	60	47	12	1

- ・ 目標をほぼ達成した項目：目標に対し概ね9割以上の成果・・・・・・・・A
- ・ 目標にやや達しなかった項目：目標に対し概ね7割程度の成果・・・・・・・・B
- ・ 目標を大幅に下回った項目：目標に対し概ね5割程度の成果・・・・・・・・C

※これらの取り組みの実施対象は本庁舎で、支所等の出先機関については、紙・電気・水・ごみ等の削減活動であるオフィス業務についてのみ取り組みを実施しています。

今後、出先機関についても、順次、本庁舎と同レベルの取り組みを導入していく予定です。

審査期間によるISO14001定期審査の様子（年1回実施）



## (3) 取り組み結果一覧

No.	取り組み対象業務（著しい環境側面）	実行課等	環境目的（H18～H20までの3ヶ年の目標）	取り組み指標	20年度目標値	評価
		所管課等			結果	
1	紙の使用	全庁	紙使用量をH17年度比で1.5%削減する。	平成17年度の紙使用量に対する削減率	H17比1.5%削減	C
		ISO事務局			7.1%増加	
2	電気の使用	全庁	電気使用量をH17年度比で4%削減する。	平成17年度の電気使用量に対する削減率	H17比4%削減	B
		ISO事務局			1.6%増加	
3	古紙の発生	全庁	発生した古紙の再利用率100%を維持する。	古紙の再利用率	100%	A
		ISO事務局			98%	
4	一般廃棄物の発生	全庁	廃棄物の分別収集の徹底によるごみの減量化	燃えるごみ・燃えないごみの排出量	H17比53%削減	B
		ISO事務局			47%	
5	物品の購入	全庁	グリーン調達の徹底	ガイドライン品目のグリーン調達達成率	90%	B
		ISO事務局			80%	
6	水の使用	全庁	水の使用量をH17年度比で3%削減する。	平成17年度の水使用量に対する削減率	H17比3%削減	A
		ISO事務局			13.6%	
7	エアコンの使用	全庁	ガスの使用量をH17年度比で4%削減する。	平成17年度のガス使用量に対する削減率	H17比4%削減	A
		ISO事務局			12.1%	
8	公用車の使用	全庁	適正な公用車使用の徹底	適正な公用車の使用率（チェックシート）	100%	A
		ISO事務局			94.8%	
9	通勤車輛の使用	全庁	適正な通勤車輛使用の徹底	適正な通勤車輛の使用率（チェックシート）	85%	A
		ISO事務局			94.4%	
10	印刷物の発注	全庁	環境に配慮した用紙使用の徹底	取り組み手順書に基づく運用	手順書に基づく運用	A
		ISO事務局			運用（再生紙使用率99%）	
11	建設工事	全庁	再生資材の利用の推進	取り組み手順書に基づく運用	手順書に基づく運用	A
		ISO事務局			運用	
12	建設工事	全庁	環境配慮型機械等の選定	取り組み手順書に基づく運用	手順書に基づく運用	A
		ISO事務局			運用	
13	建設工事	全庁	建設廃材の適正な処分	取り組み手順書に基づく運用	手順書に基づく運用	A
		ISO事務局			運用	
14	解体工事	全庁	環境配慮型機械等の選定	取り組み手順書に基づく運用	手順書に基づく運用	A
		ISO事務局			運用	
15	解体工事	全庁	建設廃材の適正な処分	取り組み手順書に基づく運用	手順書に基づく運用	A
		ISO事務局			運用	
16	車輛運行业務（バス）	全庁	適正な車輛運行の徹底	手順書運用状況確認と併せ、燃料消費量を評価	運用	A
		総務課			運用	
17	自然環境保護事業	環境保全課	自然環境調査の実施と自然環境に係る資料の公表	調査の実施と結果の公表	実施及び公表	A
		環境保全課			カエル・防風林調査実施及び公表	
18	間伐事業	農業振興課	実施すべき森林の間伐の実施	間伐実施面積	150ha	A
		農業振興課			212.58ha	
19	生垣設置補助	都市整備課	平成22年度までに生垣延長を67,600mにする。	生垣設置補助による生垣の延長	57,200m	B
		都市整備課			54,785m	
20	保存樹木、保存樹林の指定	都市整備課	保存すべき樹木、樹林を指定し、保存を図る	保存樹木候補調査推薦分類保存	指定及び保存	A
		都市整備課			指定及び保存	

No.	取り組み対象業務（著しい環境側面）	実行課等	環境目的（H18～H20までの3ヶ年の目標）	取り組み指標	20年度目標値	評価
		所管課等			結果	
21	22世紀の丘公園整備事業	都市整備課	平成21年度までに「22世紀の丘公園」を整備する	「22世紀の丘公園」整備率	86%	A
		都市整備課			86%	
22	緑の精神回廊整備事業	都市整備課	平成20年度までに「緑の精神回廊」を整備する。	「緑の精神回廊」整備率	100%	A
		都市整備課			100%	
23	文化財保護・保存事業	生涯教育課	市内に点在する文化財の保護・保存について調査を行う。	文化財保護審議会による調査及び審議	3回/年	B
		生涯教育課			2回/年	
24	文化財講座、展示会等の開催	生涯教育課	毎年文化財講座、展示会を開催する。/小中学校への出前講座を開催する。	文化財講座と展示会開催数・出前文化講座開催校数	4回・15校	A
		生涯教育課			4回開催 出前講座9校 15回	
25	環境調査委託料	環境保全課	水質調査の実施と結果の公表	水質調査の実施と結果の公表	実施及び公表	A
		環境保全課			実施及び公表	
26	老朽溜池等整備事業自然災害防止事業	農業振興課	平成23年度までに、整備済ため池を150ヶ所とする。	改修済ため池ヶ所数	149	A
		農業振興課			148	
27	施設園芸用廃ビニール処理	農業振興課	農業用廃資材の回収率を100%とする	100%回収の実施（補助金の交付を100%実施する）	100%	A
		農業振興課			100%	
28	掛川いきいき食の会	環境保全課	安心安全な食に関する学習会を年1回以上開催する	安心安全な食に関する学習会の開催回数	1回/年	A
		環境保全課			4回/年	
29	マイバッグ運動	環境保全課	マイバッグ運動のPR活動を展開する	持参率（持参率調査より）	80%	A
		環境保全課			95%	
30	生ごみ処理機等購入費補助事業	環境保全課	生ごみ処理機等購入費に対し補助金を交付し、ごみ減量に向けた活動を支援する	補助金交付基数	150基	B
		環境保全課			130基	
31	資源化物分別収集推進事業	環境保全課	毎年出前講座を10団体以上実施する。	出前講座実施回数	10団体	A
		環境保全課			251回(地球温暖化説明会と合同)	
32	資源化物回収活動支援事業	環境保全課	資源化物回収活動団体に奨励金を交付し、ごみ減量に向けた活動を支援する	資源化物回収活動団体数	80団体	A
		環境保全課			140団体	
33	ごみ分別マニュアル、ポスター、カレンダー作成配布事業	環境保全課	分別マニュアル、ポスター、カレンダーを作成、配布する	内容の刷新と配布	配布	A
		環境保全課			全戸配布済み	
34	不法投棄防止事業	環境保全課	不法投棄の防止と適正処理	不法投棄件数	500件以下	A
		環境保全課			367件	
35	環境ISO推進事業	ISO事務局	ISO14001の推進	システムの運用	運用	B
		ISO事務局			運用	
36	掛川市民環境愛そう（ISO）事業	環境保全課	環境マネジメントの実施と結果の公表	参加家庭数	100世帯	B
		環境保全課			94世帯	
37	環境を考える市民の集い	環境保全課	毎年開催し、発表事例をHP等で紹介する	環境配慮の活動に関心を持った人の率	90%	A
		環境保全課			90%	
38	新エネルギーフォーラム	環境保全課	毎年開催し、発表事例をHP等で紹介する	新エネルギーについて関心を持った人の率（アンケートより）	90%	B
		環境保全課			83%	
39	ごみ減量とリサイクル先進モデル事業所	環境保全課	事業系一般廃棄物の減量に向けたPR活動を展開する	事業系ごみの搬入量	対前年比同量以下	B
		環境保全課			H19 4,002t H20 4,130t	
40	環境愛そう（ISO）キッズ事業	環境保全課	家庭での取組の実施と結果の公表	全4回の会議の参加生徒数	300	A
		環境保全課			338	

No.	取り組み対象業務（著しい環境側面）	実行課等	環境目的（H18～H20までの3ヶ年の目標）	取り組み指標	20年度目標値	評価
		所管課等			結果	
41	環境基本計画実践活動事業費補助金	環境保全課	環境活動団体へ補助金を交付し、活動を支援する	補助金交付団体数	20団体	B
		環境保全課			16団体	
42	掛川市エコ・ネットワーキング	環境保全課	エコ・ネットワーキングの開催	開催回数	4回/年	A
		環境保全課			5回/年	
43	代表環境保全委員・環境保全委員・クリーン推進員研修会	環境保全課	研修会を年2回実施する	研修会実施回数	2回/年	A
		環境保全課			3回/年	
44	「掛川の環境」の作成	環境保全課	「掛川の環境」を発刊するとともに、HP等で公表する	発刊と公表	発刊と公表	A
		環境保全課			発刊と公表	
45	市民力による環境ISO推進支援事業	環境保全課	従業員100人以上の事業所についてISO14001又はエコアクション21の認証取得率 平成27年度100%	従業員100人以上の事業所についてISO14001又はエコアクション21の認証取得率	83%	A
		環境保全課			92%	
46	かけがわ美化推進ボランティア事業	環境保全課	ポイ捨てごみの回収とポイ捨て者への啓発を図る	参加団体数	75	A
		環境保全課			84	
47	松食い虫防除作業	農業振興課	海岸防災林等の松林の保全	伐倒駆除数量（立米）	400	A
		農業振興課			1,390	
48	アスベスト対策（市民・民間施設）	環境保全課	民間施設起因のアスベスト被害の防止	飛散防止措置の推進及び措置経過の確認	実施	A
		環境保全課			アスベスト調査等の実施	
49	アスベストの使用（公共施設）	全庁	公共施設起因のアスベスト被害の防止	施設管理、解体、除去工事についての指導	実施	A
		環境保全課			桜が丘中学校屋内運動場解体工事実施	
50	スマートオフィスプランの運用	全庁	温室効果ガスの削減	H17比 温室効果ガスの削減率	H17比5.2%削減	B
		環境保全課			1.4%削減	
51	掛川市自然環境の保全に関する条例の制定・運用	環境保全課	掛川市自然環境の保全に関する条例の制定	条例の制定	保護地区の保全	A
		環境保全課			保護地区の保全	
52	地球温暖化対策地域推進計画の策定	環境保全課	地球温暖化対策地域推進計画の策定	計画の策定及び運用	計画の啓発及び運用	A
		環境保全課			計画の啓発及び運用	
53	一般廃棄物処理基本計画の策定・運用	環境保全課	一般廃棄物処理基本計画の策定及び適正運用	計画の策定及び運用	計画の運用	A
		環境保全課			策定及び運用	
54	新エネルギー情報提供窓口	環境保全課	市民等に対して情報提供する窓口を開設し普及啓発を図る	情報の入手、提供	普及啓発の実施	A
		環境保全課			HP随時更新、イベントでの展示実施	
55	剪定枝等リサイクル事業	環境保全課	可燃ごみ減量とリサイクル推進を図る	剪定枝リサイクル量	1,000t	A
		環境保全課			1,317t	
56	ごみ集積所での排出指導	環境保全課	正しい分別排出によりごみ減量を図る	ごみ集積所での指導	実施	A
		環境保全課			実施回数187回	
57	公害苦情処理	環境保全課	公害のない安全な生活環境を確保する	公害苦情解決率	98%	A
		環境保全課			98%	
58	森林整備地域活動支援	農業振興課	森林所有者等の計画的、合理的な施行を行うことを期待する	森林施業計画認定面積	558ha	A
		農業振興課			642ha	
59	スラグの有効活用	全庁	環境資源ギャラリーで生産された溶融スラグを建設資材として有効活用する	下水道工事における埋設管巻き立て材としての利用率(市単工事)	100%	B
		環境保全課			最終処分場の覆土として100%利用	
60	マイ箸の持参	全庁	マイ箸・マイ水筒を持参し、使い捨て容器等の削減を進める。	職員、食堂、給食業者への呼びかけ	職員への呼びかけ	A
		環境保全課			職員への呼びかけ、洗い箸の設置	

# 掛川市地球温暖化防止実行計画 (スマート・オフィス・プラン)

## 1 計画の概要

### (1) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市が率先して自らの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを削減することで、市民・事業者等の温室効果ガス削減に向けた取り組みの啓発につなげていくことを目的として策定しました。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### (2) 策定期間

平成18年3月策定 平成18年7月改訂

### (3) 期間

平成18年度～平成20年度まで3年間（基準年は、平成17年度）

### (4) 概要

#### ア 対象物質

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC（代替フロン的一种）の4物質

#### イ 計画範囲

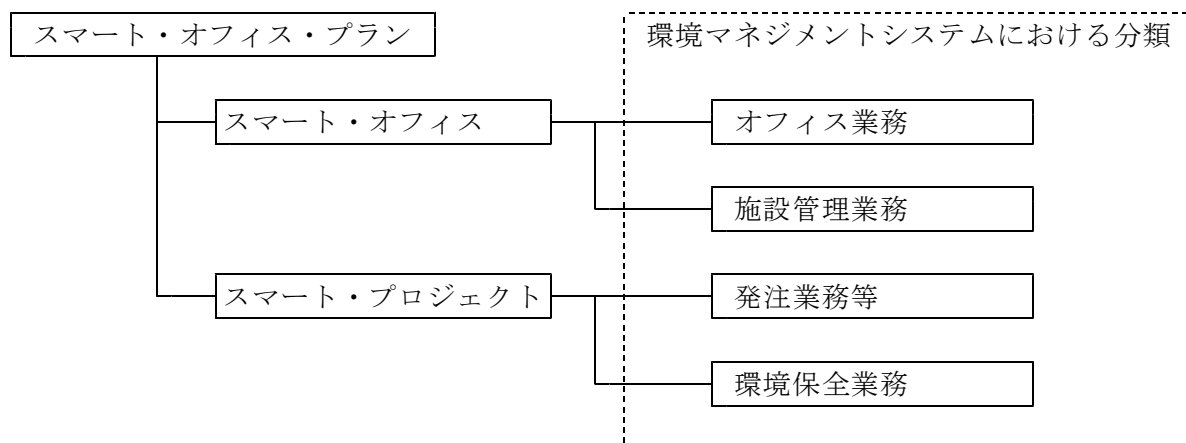
市役所本庁および出先機関が行う事務・事業（委託事業等も含む）

#### ウ 削減目標

平成20年度までに5.2%の温室効果ガス削減

## オ 取り組み体系

取り組みは、各部署における電気や燃料、水、紙等の使用量、廃棄物の削減やグリーン購入等（スマート・オフィス）と市が発注する委託や工事、事業部門やイベントの開催などにおける環境への配慮や緑化の推進等（スマート・プロジェクト）に大別され、さらに環境マネジメントシステムにおける取り組みの体系に分類されます。



### (ア) スマート・オフィス（オフィス業務、施設管理業務）

各部署での電気、燃料、水、紙等の使用量、廃棄物の削減やグリーン購入の推進

例 不要な照明の消灯、OA機器の省エネ使用、冷暖房温度の適切な管理、節水の実施、雨水利用等の推進、環境に配慮した交通手段の利用、エコドライブの推進、紙使用量の削減、廃棄物の減量化・リユースの推進、グリーン購入の推進

### (イ) スマート・プロジェクト（発注業務等、環境保全業務）

市が発注する委託や工事、イベントの開催などの環境への配慮や緑化の推進

例 環境に配慮した設計施工、建設廃棄物のリサイクルの促進、緑化の推進  
委託業務等における環境への配慮、印刷物発注時における環境に配慮した用紙の使用要請、イベントの際の使い捨て容器等の抑制、関係外郭団体への協力要請

## カ 推進体制

取り組みがEMSと相互に補完しあうため、EMS推進組織を活用しています。

※EMS推進組織については、前項参照



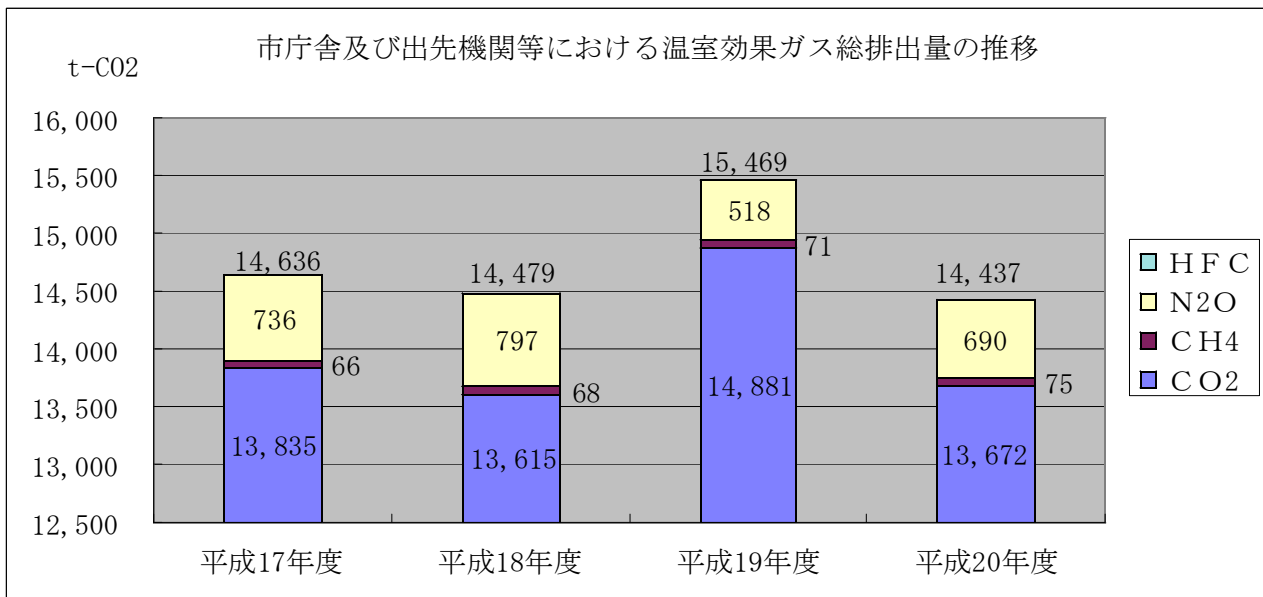
## 2 温室効果ガス排出状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

平成20年度の温室効果ガス総排出量は、14,436.7t-CO<sub>2</sub>であり、対前年度比では、7.0%の削減、目標基準年度と比較すると、約1.4%の減少となりました。

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

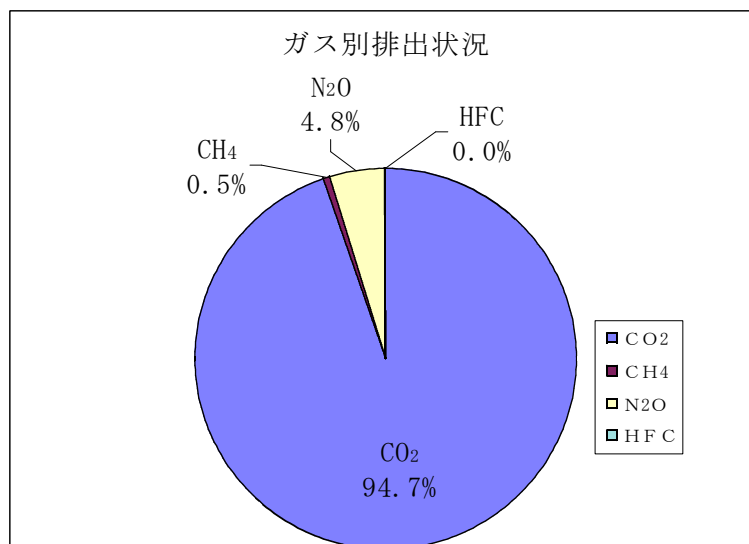
年度	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFCs	合計	対H17比	
						排出量	対前年比
H17	13,835.0	65.7	735.5	0.0	14,636.1		
H18	13,614.6	68.2	796.5	0.0	14,479.3	-156.8	-1.07%
H19	14,880.8	71.3	517.5	0.0	15,469.6	833.4	5.69%
H20	13,671.9	75.0	689.8	0.0	14,436.7	-199.5	-1.36%



### (2) ガス別排出状況

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

ガス名	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFCs	合計
排出量	13,671.9	75.0	689.8	0.0	14,436.7
割合	94.7%	0.5%	4.8%	0.0%	100.0%

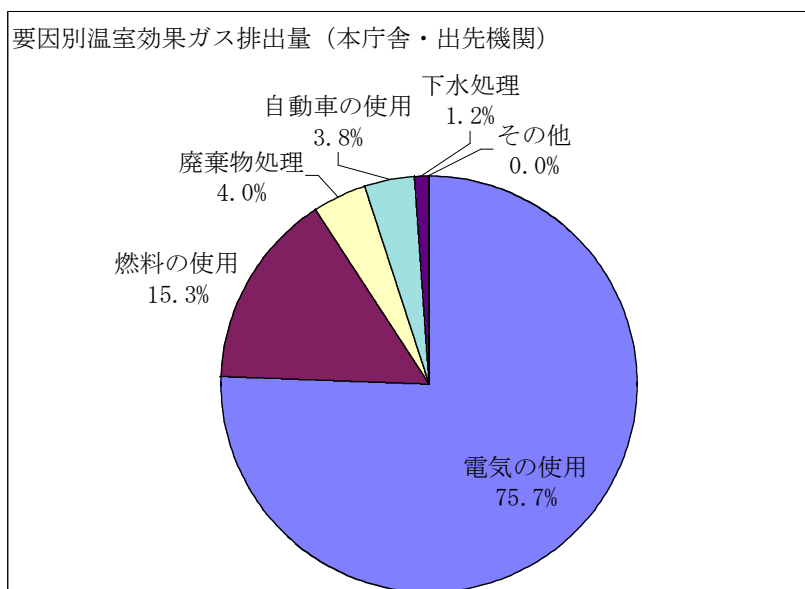


ガス別排出状況の内訳としては、電気、燃料の使用等に伴う二酸化炭素の排出量が最も多く、全体の95%を占めています。

### (3) 項目別温室効果ガス排出状況

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

項目名	電気	燃料	廃棄物	自動車	下水処理	その他	合計
H20	10,924.6	2,205.7	581.9	551.8	172.7	0.0	14,436.7
H19	11,639.2	2,446.4	428.7	810.6	144.7	0.0	15,469.6
H18	10,606.7	2,438.1	746.7	514.7	135.9	37.2	14,479.3
H17	10,736.8	2,620.8	639.9	477.5	123.9	37.2	14,636.1
17比増減	187.8	△415.1	△58.0	74.3	48.8	△37.2	△199.4
H20割合	75.7%	15.3%	4.0%	3.8%	1.2%	0.0%	100.0%

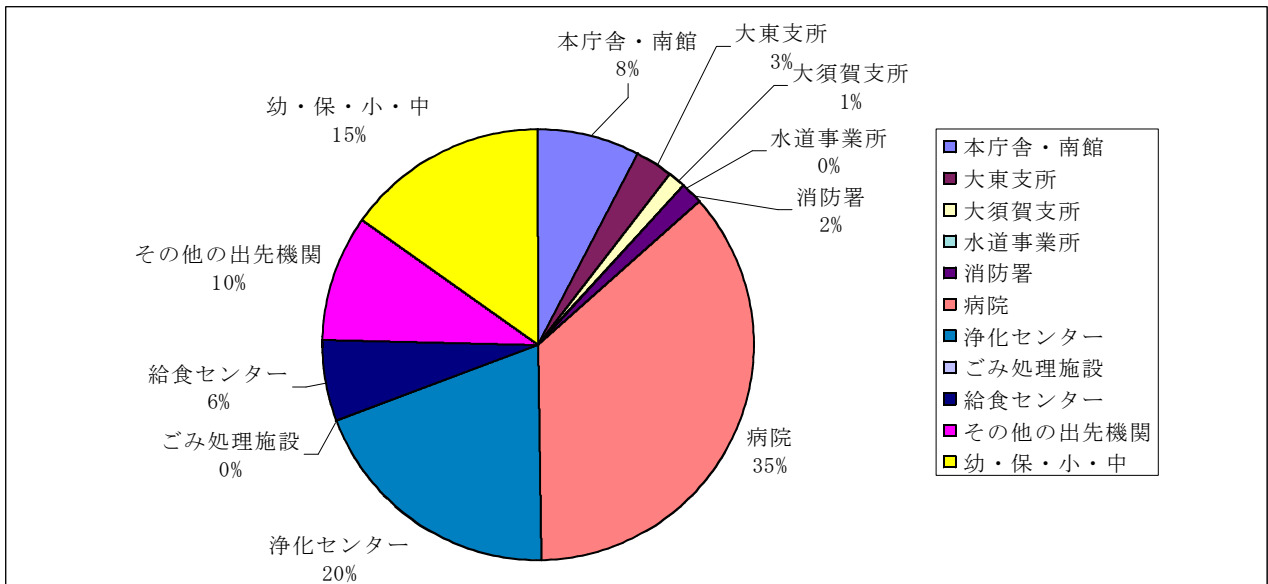


全体としては、電気の使用による排出が圧倒的多数を占め、次いでガス・重油等の燃料使用による排出となっています。平成20年度は、これまで稼働していた環境保全センターが閉鎖されたため、基準年度と比較すると燃料の使用量が大幅に減少しています。

### (4) 施設別排出状況

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

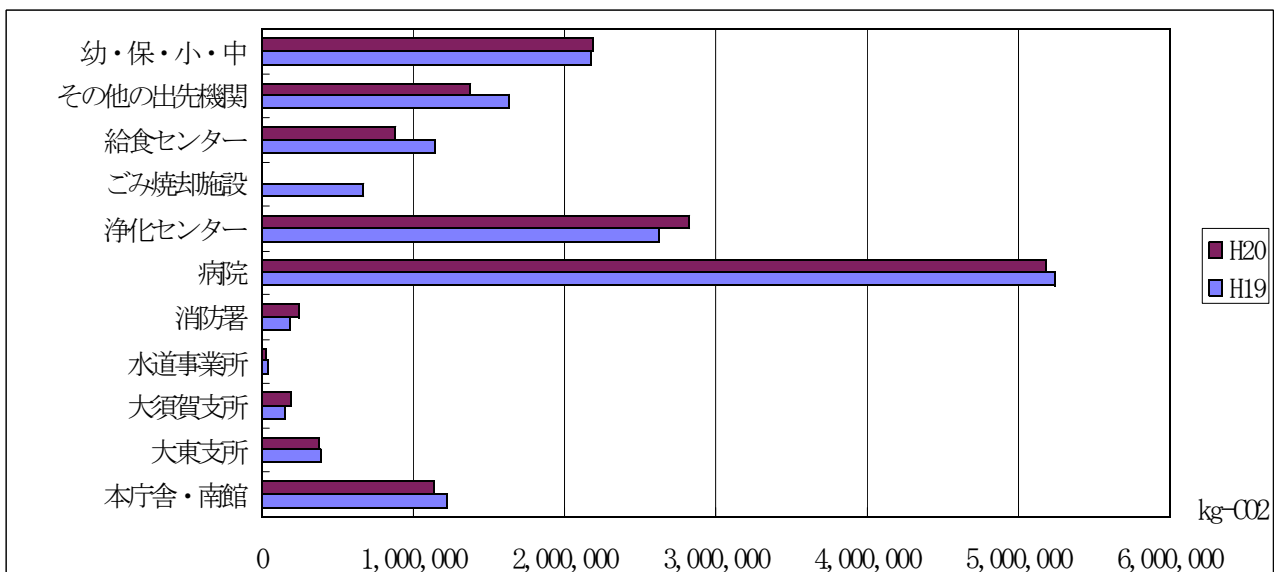
施設名	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFCs	合計
本庁舎・南館	1,129,435	267	5,194	0	1,134,896
大東支所	375,439	0	2	0	375,441
大須賀支所	197,643	17	400	0	198,060
水道事業所	32,085	31	949	0	33,065
消防署	240,462	147	1,346	0	241,955
病院	5,178,262	2	1,649	0	5,179,913
浄化センター	2,148,560	74,217	603,045	0	2,825,822
ごみ焼却施設	0	0	0	0	0
給食センター	879,945	3	166	0	880,114
その他の出先機関	1,380,054	240	763	0	1,381,057
幼・保・小・中	2,110,033	118	76,148	0	2,186,299
合計	13,671,918	75,043	689,661	0	14,436,622



(5) 施設別増減推移

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

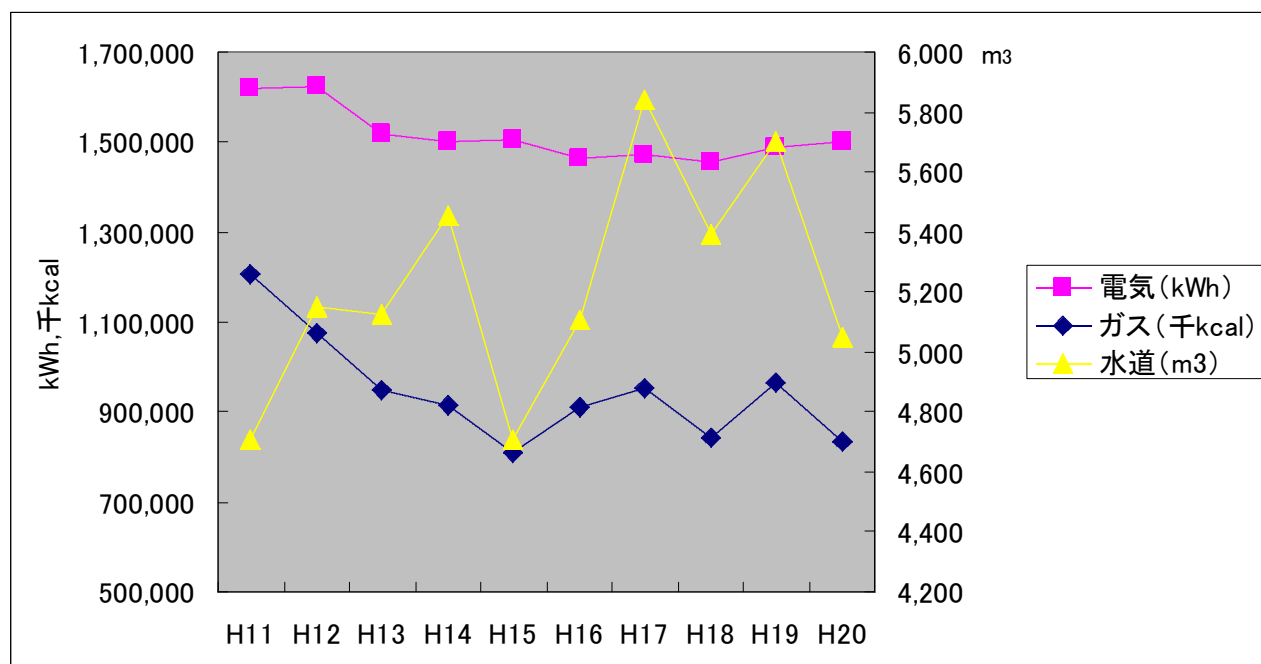
施設名	H19	H20	増減	増減率
本庁舎・南館	1,221,386	1,134,896	△86,490	△7.1
大東支所	392,607	375,441	△17,166	△4.4
大須賀支所	157,084	198,060	40,976	26.1
水道事業所	36,827	33,065	△3,762	△10.2
消防署	186,139	241,955	55,816	30.0
病院	5,240,358	5,179,913	△60,445	△1.2
浄化センター	2,620,769	2,825,822	205,053	7.8
ごみ焼却施設	665,890	0	△665,890	△100.0
給食センター	1,145,452	880,114	△265,338	△23.2
その他の出先機関	1,627,841	1,381,057	△246,784	△15.2
幼・保・小・中	2,175,241	2,186,299	11,058	0.5
合計	15,469,594	14,436,622	△1,032,972	△6.7



参考 掛川市役所本庁舎の削減活動の推移（電気・ガス・水道）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
電気（千kWh）	1,621	1,622	1,517	1,501	1,506	1,463	1,471	1,453
ガス（百万kcal）	1,205	1,074	946	914	807	909	950	840
水道（m <sup>3</sup> ）	4,708	5,150	5,125	5,458	4,707	5,108	5,844	5,394

	H19	H20
電気（千kWh）	1,488	1,499
ガス（百万kcal）	963	835
水道（m <sup>3</sup> ）	5,704	5,050



電気使用量はスマート・オフィス・プラン導入以前に比べると削減が進みましたが、平成19年度と平成20年度を比較すると、約0.7%の増加となっています。昼休みの消灯や、パソコンの省エネ設定等による節電の成果はあるものの、増加の原因は、昨年度の記録的な猛暑など季節変動によることも考えられます。

ガスについても平成11年度以降、使用量は減少傾向にありましたが、平成19年度は電気同様に季使用量の増加が見られました。夏のクール・ビズや冬のウォーム・ビズなどを推進するとともに、今後はエアコンの温度設定のより徹底した管理が求められます（夏季の室温：28℃、冬季の室温20℃）。

掛川市役所本庁舎は元々優れた省エネ性能を持つ建物であり、一般的な市庁舎に対してエネルギー使用量が低くなっています。（平均的な庁舎のエネルギー消費原単位：1,523MJ/m<sup>2</sup>・年に対し、1,162MJ/m<sup>2</sup>・年）

※平成15年度に省エネルギーセンターにより実施された省エネビル診断に基づく結果です。

※「平均的な庁舎」とは、H9～H13年度診断実施ビルの平均値です。

### 3 グリーン製品購入状況

#### (1) 背景

地方公共団体は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めることが定められています。掛川市役所では、グリーン購入について率先して取り組むため、掛川市グリーン購入推進指針を定め、環境に配慮した製品の購入に努めています。

#### 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第1項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

#### (2) 購入実績

	品 目	H18	H19	H20	算出根拠
1	紙類	100%	97%	93%	金額ベース
2	納入印刷物	78%	92%	99%	枚数（A4用紙換算）
3	文具類	89%	83%	53%	金額ベース
4	衛生用品	90%	84%	64%	〃
5	椅子等機器類	98%	96%	78%	〃
6	OA機器	93%	11%	72%	〃
7	家電製品	100%	100%	51%	〃
8	蛍光灯照明器具	93%	40%	59%	〃
9	自動車	—	—	—	〃
10	制服・作業服等	18%	23%	0%	〃
11	インテリア等	100%	—	67%	〃
12	作業用手袋	81%	2%	29%	〃

平成20年度において購入率が100%の項目はありませんでした。

文具、衛生用品、椅子等機器類等、OA機器、家電製品などグリーン製品が市場に定着している部門について、例年より購入率が低くなっているため、購入検討段階における職員へのグリーン購入意識の徹底を呼びかけていく必要があります。